

第1章 計画の基本的な考え方

1 策定の趣旨

区では、平成13年に「練馬区男女共同参画計画」を策定し、以後計画の改定を重ね、取組を進めてきました。令和2年3月には「第5次練馬区男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、「人権の尊重と男女平等意識の形成」、「配偶者等暴力被害者への支援と性暴力やハラスメントの防止」、「家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進」、「女性の健康と安心を支える暮らしの実現」を目標として、計画的に取り組んできました。

この間、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」などの改正により、男性の育児休業取得促進や女性活躍に関する事業所の取組義務化、職場におけるハラスメント対策などが進んできています。

こうした取組等により、男女共同参画は着実に前進し、女性の活躍推進に対する社会の気運も高まってきました。しかし、今なお家庭や地域社会、職場等あらゆる場面で固定的な性別役割分担意識が根強く残っている状況です。

また、令和6年4月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、DV・児童虐待により居場所が無いなど、困難な問題を抱える女性に対し、民間団体と連携した支援の強化が求められています。

このような状況から、これまでの取組や社会状況の変化を踏まえ、区の人権・男女共同参画施策を一層進めるため、「練馬区男女共同参画計画」を改定します。

2 基本理念

男女共同参画社会とは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。（男女共同参画社会基本法より）

区は、男女共同参画社会の実現に向けて、性別、人種、年齢、職業・働き方、価値観など、人と人との違いを認め合い、自らの希望に沿った生き方を選択できる「**一人ひとりが自由に輝くまち**」を目指します。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

4 計画の目標

本計画は、「一人ひとりが自由に輝くまち」を目指して、3つの目標を設定しています。また、各目標の施策において特に積極的に取り組む項目を「重点取組」としています。

目標Ⅰ 認め合い自由に生きる意識を育む

目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性等を支援する

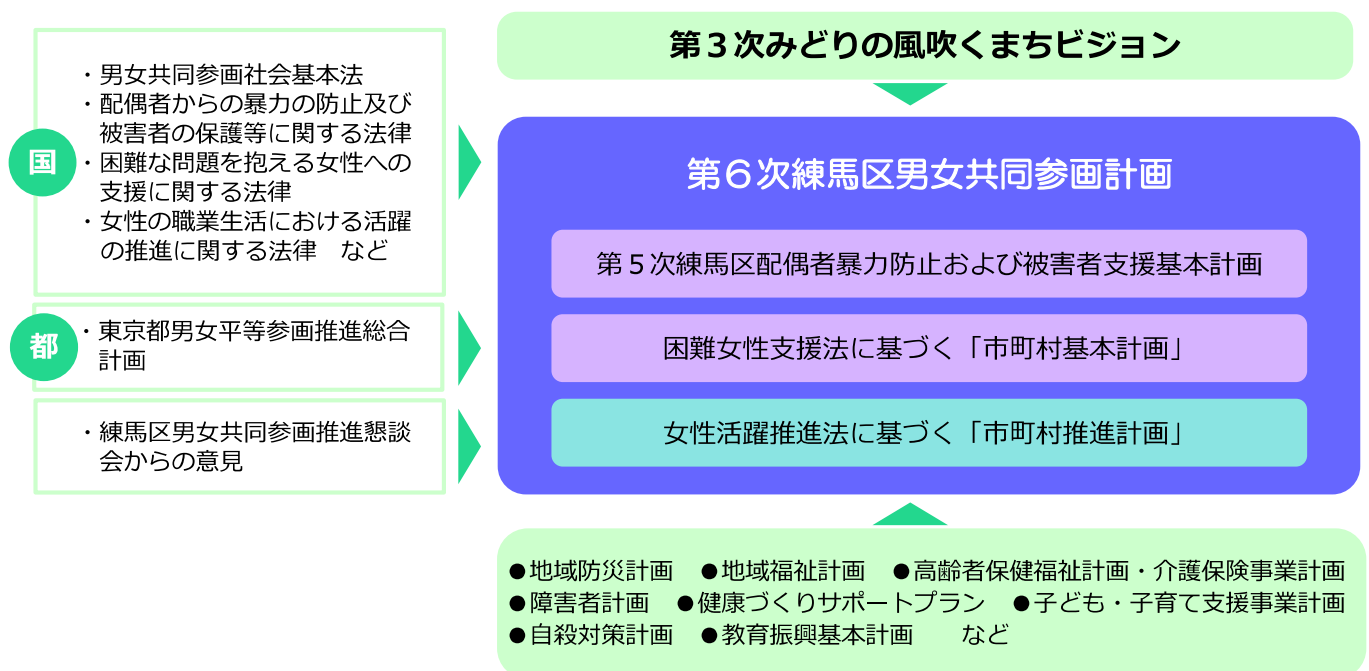
目標Ⅲ 男女が共に活躍できる道を広げる

5 計画の位置づけ

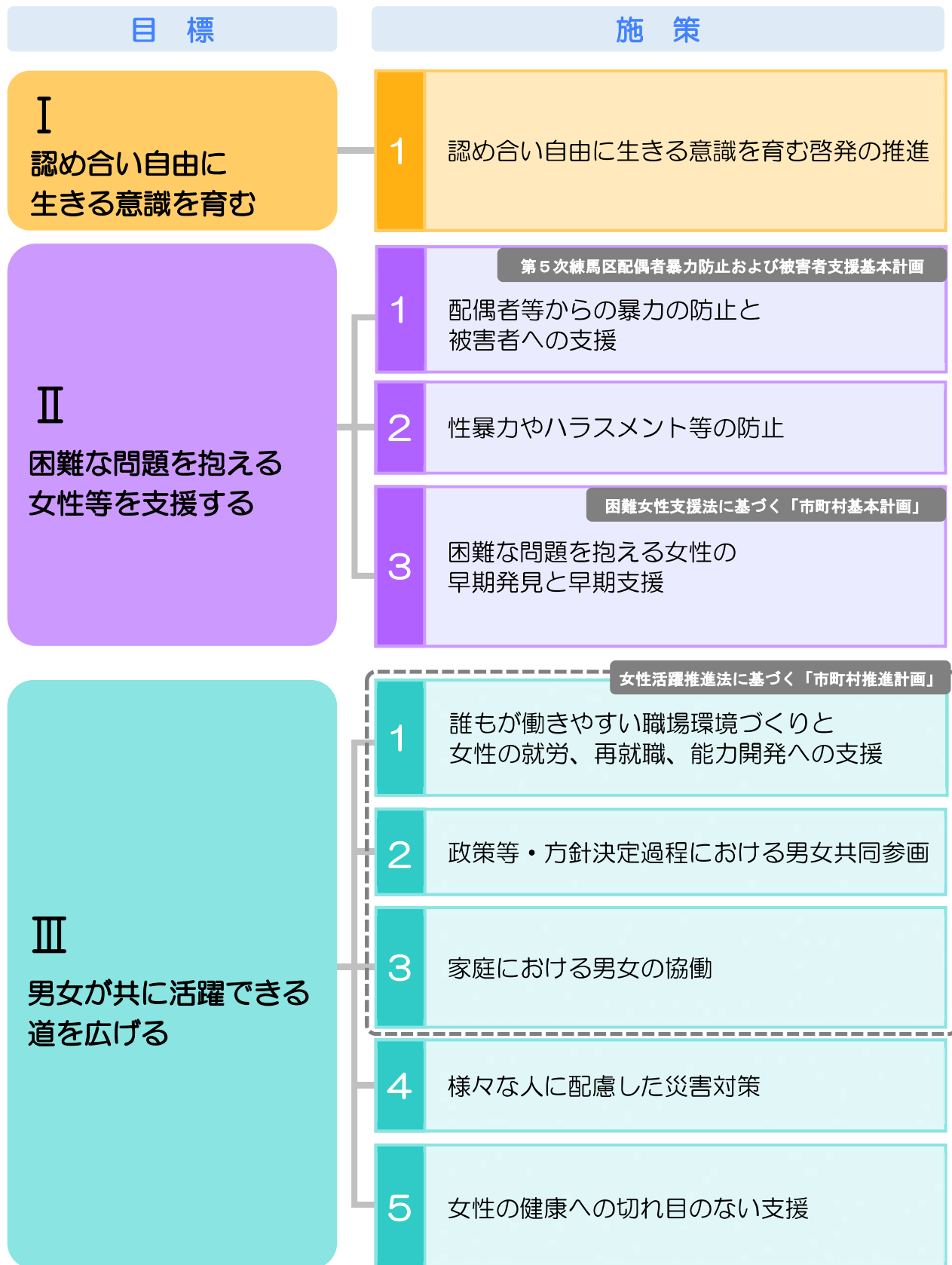
- 本計画は、グランドデザイン構想の実現に向けた政策展開を明らかにした区の新たな総合計画「第3次みどりの風吹くまちビジョン（練馬区版総合戦略）」に基づき、男女共同参画を推進するための計画として位置づけます。
- 「第5次練馬区男女共同参画計画（令和2年度～令和6年度）」を引き継ぎ、区のその他の各分野における個別計画との整合を図り策定したものです。
- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定められた「市町村男女共同参画計画」に該当するものです。また、本計画の策定にあたっては、国の「第5次男女共同参画基本計画」および「東京都男女平等参画推進総合計画」を勘案して策定しています。
- 計画の目標Ⅱの施策1は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定められた「市町村基本計画」に該当するもので、「第5次練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画」として位置づけます。
- 計画の目標Ⅱの施策3は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女

性支援法)」第8条第3項に定められた「市町村基本計画」に該当するものです。本計画の策定にあたっては、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」を勘案して策定しています。

- 計画の目標Ⅲの施策1から3は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に定められた「市町村推進計画」に該当するものです。
- 令和6年3月に練馬区男女共同参画推進懇談会から提出された「『第6次練馬区男女共同参画計画』策定に向けての意見」を尊重して策定しています。



6 体系図



取 組		★は重点取組 ◎はリーディングプロジェクト
1	(1) 人権を尊重し、多様な生き方を認める意識の形成と啓発の強化 ★ (2) ジェンダー平等を進めるための情報発信の強化 (3) 子どもの頃からの理解の促進 ★ ◎子ども向け啓発イベント	
1	(1) 被害者の相談から生活再建までの支援 ★ (2) 配偶者等暴力の防止に向けた啓発 (3) 相談員の育成	
2	(1) ストーカー、性暴力等の暴力の防止に関する啓発 ★ (2) ハラスメント等の防止	
3	(1) 関係機関や民間団体と連携した支援調整機能の強化 (2) 若年女性などへの支援の充実 ★ ◎困難な問題を抱える若年女性のための居場所事業 ◎緊急一時保護期間後等のミドルステイ事業	
1	(1) 事業者に向けた働きやすい職場環境づくりへの支援 (2) 女性活躍推進のための就労、起業、再就職に関する支援 ★ ◎女性のためのデジタルスキル習得講座	
2	(1) 区の審議会等委員への女性の積極的な参画 (2) 委員公募に関する女性への啓発	
3	(1) 家事・育児に家族で取り組むための支援 ★ (2) 子育てに関する支援 (3) 介護等に関する支援	
4	(1) 防災活動への女性の参加促進 (2) 多様な視点や安全に配慮した避難拠点運営	
5	(1) リプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する啓発 (2) 妊娠・出産等に関する支援 (3) こころとからだの健康づくりに関する支援	

7 リーディングプロジェクト

■ 目標Ⅰ 認め合い自由に生きる意識を育む

リーディングプロジェクト1 子ども向け啓発イベント

- 男女共同参画社会の実現に向け、子どもの頃からの理解促進を図るため、区内事業者や行政機関との協働で、体験型の啓発イベントを開催します。
- 子どもたちが楽しみながら、様々な職業や柔軟な働き方があることを学び、将来自分の希望に沿った進路や職業の選択を行うきっかけづくりを行います。



■ 目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性等を支援する

リーディングプロジェクト2 困難な問題を抱える若年女性のための居場所事業

- 生活困窮、性暴力・性犯罪被害、DV・児童虐待により居場所が無いなど、困難な問題を抱える若年女性が気軽に立ち寄り、相談・支援へのきっかけとなるよう、女性自立支援施設や女性支援を行う民間団体と協働し、居場所事業および出張型相談会を実施します。
- 夜間や休日でも気軽に相談し、つながることができるLINE相談を実施します。



Wi-Fi、携帯の充電、生理用品等
物品の配布、食事の提供等を実施

各目標に記載している施策の中で、先導的に進める取組を「リーディングプロジェクト」として掲げています。

リーディングプロジェクト3 緊急一時保護期間後等のミドルステイ事業

- 現在、DVや生活困窮等により居所がなく保護を求める母子および单身女性に対し、区独自で緊急一時保護事業を実施しています。
- 緊急一時保護期間に次の生活の場が決まらない女性や、通勤・通学等の事情から遠方の施設への入所を希望しない母子等に対して柔軟に支援を行うため、既存施設を活用し、緊急一時保護期間後等も、住まい・見守り・相談を一体で行うミドルステイ事業を実施します。



■ 目標Ⅲ 男女が共に活躍できる道を広げる

リーディングプロジェクト4 女性のためのデジタルスキル習得講座

- 女性の就労促進に向け、男女共同参画センターで実施しているパソコン基礎スキル習得講座に加え、デジタルマーケティングなどの高度な内容をオンラインで学べる学習コースを追加し、女性のためのデジタルスキル習得講座としてリニューアルします。
- 修了者には、ハローワーク等と連携した就労支援を実施します。



